

入院時食事療養について

入院時食事療養(I)を算定すべき食事療養の基準に係わる届出を行っております。

当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時(夕食については 18 時)適温にて提供しております。

食事配膳時間

朝食 8 時 昼食 12 時 夕食 18 時



作成：医事課 総務課 作成日：2025/4/4
掲示期間：2025/4/5～2026/4/6